

いま、「しまさん(島産)にしましょう(島消)」を合言葉に、宮古島市の 地産地消のためにどんなことができるのか、市民の声を集めています。そこで 見えてきたのは、子どもも大人も楽しみながらできるとっても簡単な8つの 合言葉でした。島にある「ならではのもの」をヌカーヌカ見ていくことから、 一緒にはじめてみませんか。

島のにかい

面積の半分以上が

家さんは 700 人以

もう一軒行ってみましょうね~

漁師さんは 500 人以上。島の

においをたどってみると、生産

者さんに出会えるかも。

かいざみましょう

ヌヤーチャ、 空をみてみましょうね~ \$ \$





おいしい島野菜の選び方、鰹節の削 り方、郷土料理の作り方。代々島で 受け継がれてきた食べものにまつわる いろんな知恵を聞いてみよう。



食べものは、その土地の風土や種 から生まれます。島ならではの景色を 探しながら散歩し、その景色を愛 でることも、子どもも大人もできる 「しまさん(島産)にしましょう(島消)」。







身近な存在。 マーリキ、ごはんを



1日の数分、数時間。一緒にごはん をつくる時間がもてると、裏側にいる 人や自然のことがより見えてくるかも。 そこにピッチャガマ島産が増えてくる と食事がもっと楽しくなってくるかも。



量販店には売っていない食べ物や聞

けない話が市場や専門店にあります。

忙しい毎日だけれど、買い物終わり

にもう1軒、島マッチャに立ち寄ると 出会える、島ならではのおいしい味。

みんな大好き、島酒。今日もどこかで オトーリ?オトーリは、みんなで酒を 分け合いつながりを確かめあう大切な 島の文化なのです。



「しまさんにしましょう」 ロゴ

「しまさん (島産)に、しましょう (島消)」は、宮古島市の地産地消を推進していくため、島なら ではのものを大切にする市民運動を応援するプロジェクトです。島ならではのものを大切に暮ら したい人たち(=しまさんフレンズ)は、しまさんフレンズで大切にしていることをまとめたブック (=しまさんブック)で紹介している8つの合言葉を大切にしてくれる人であれば、子どもも大人 も誰でも参加できます。詳細は、WEB サイト・Instagram・オープンチャットをチェックしてく ださい。島ならではのものを一緒に楽しみながら、生活に役立つ情報や新しい宮古島の魅力を 見つけてみませんか。











ショップなどを開催しています。





なんで今「しまさんにしましょう」 = 地産地消か~?

島産をカイカイセーすることが、島の大切なウムクトゥのひとつ。

島内では多くの食材が生産されていますが、ほとんどは島外に流出し、島の地産地消の割合はわずか2割ほど。 台風の多い宮古島市では、買える食べものがなくなるということも少なくありません。普段から島の生産者さんと つながりを持ちカイカイセーしていく。それだけで、島の循環が生まれ、島外調達に依存しない持続的な地域 社会をつくることにつながります。

構成・文・デザイン:しまさんフレンズデザインチーム

3 宮古島市の市外局番は(0980)です。

ヌカーヌカ、みぃをこらすと見えてくる、 残していきたい島ならではのもの

デザイナーや助産師、理学療法士など働きながら子育てするママさんなど様々な市民が 集まるしまさんフレンズが協力しあい、島産のものとつながるマルシェや子ども向けワーク

子ども向けワークショップ



島の農家さんたちが集まった「しまさんマルシェ」





広報みやこじま10月号 2

ひとり親家庭等のみなさまへ ~児童扶養手当に関するお知らせ~

児童扶養手当法等の一部が改正され、第3子以降の加算額と所得制限限度額が引き上げられます。 ①第3子以降の加算額

令和6年4月分~10月分の手当額				
	全部支給	45,500 円		
第十子	一部支給	45,490 円~ 10,740 円		
第 2子	全部支給	10,750 円		
加算額	一部支給	I 0,740 円~ 5,380 円		
笋 3 子	全部支給	6,450 円		
以降加算額	一部支給	6,440 円~ 3,230 円		

令和 6 年 月分以降の手当額				
第十子	全部支給	変更なし		
	一部支給	変更なし		
第 2子 加算額	全部支給	変更なし		
	一部支給	変更なし		
第 3子 以降加算額	全部支給	10,750 円		
	一部支給	10,740 円~ 5,380 円		

※第3子以降の加算額が第2子の加算額と同額になり、第2子以降は一律同額となります。

②所得制限限度額の引き上げ

受給資格者本人の所得制限限度額について、次のとおり改正されます。

令和6年10月分まで					
扶養親族の数	受給者本人				
	全部支給	一部支給			
0	490,000	١,920,000			
I	870,000	2,300,000			
2	1,250,000	2,680,000			
3	١,630,000	3,060,000			
4	2,010000	3,440,000			
5	2,390,000	3,820,000			
以降 一人増毎	上記に 380,000加算	上記に 380,000 加算			

令和 6 年 11 月分以降					
は姜蛆族の粉	受給者本人				
入後祝秋の数	全部支給	一部支給			
0	690,000	2,080,000			
I	١,070000	2,460,000			
2	1,450,000	2,840,000			
3	1,830,000	3,220,000			
4	2,210,000	3,600,000			
5	2,590,000	3,980,000			
以降 一人増毎	上記に 380,000加算	上記に 380,000 加算			

※上記改正については令和6年11月分の支給額より適用されます。 同年 | | 月分と | 2月分の手当については、令和7年 | 月に支給されます。

問 子育て支援課 ☎73-1966

合和 6年度 宮古島市営住宅常時募

【募集対象の市営住宅】

○宮古島市内の一部の市営住宅

・今回の宮古島市営住宅常時募集は、令和6年度空家待ち募集において応募が無い等の理由により空室が ある市営住宅を対象に募集します。(※平良地区・伊良部地区の募集はありません)

・応募は先着順となります。

 ・入居資格のある方は、令和6年度空家待ち募集に申し込みされている方も、常時募集に申し込みできます。 ただし、この場合は、常時募集の手続きを優先しますので、空家待ち募集の順位は、取り消されます。 *申込対象となる市営住宅は入退去等により変動がありますので、詳細については窓口でお問い合わせ下さい*

【入居資格】

○宮古島市に住所を有する者 ○現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予定者等を含む)

※単身入居の場合は、令和6年4月1日現在で60歳になっているもの等の条件があります。 ○市税及び国民健康保険税の滞納がないこと ○過去に公営住宅を滞納退去していないこと ○公営住宅法に定める収入基準に適合していること

※入居資格を満たしていない場合は申込み出来ません。

【申込書配布・受付期間】

○令和 6年 | | 月 | 8日(月)~令和 7年 2月 28日(金) 午前9時~午後5時(土日祝を除く平日)

【申込書配布場所・問い合わせ先】

○市営住宅等指定管理者 住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課 宮古島市平良字西里 | 086-1 五:74-2566











ブロック解除はQRコードから!!

※ QRコード以外でも、インターネットから「宮古島市公式 LINE」で検索すると公式 LINEのページにアクセスできます。

問 秘書広報課 ☎ 72-3750

広報みやこじま11月号 4